

平成28年3月29日

平成28年登米市議会定例会

3月特別議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第2号	みやぎ県北高速幹線道路の第V期区間の早期事業化促進を求める意見書	1
発議第3号	みやぎ県北高速幹線道路の第V期区間の早期事業化を求める要望書	4

発議第2号

平成28年3月29日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 産業建設常任委員会
委員長 中澤 宏

みやぎ県北高速幹線道路の第V期区間の
早期事業化促進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

みやぎ県北高速幹線道路の第Ⅴ期区間の早期事業化促進を 求める意見書

みやぎ県北高速幹線道路は、東北縦貫自動車道築館ＩＣと三陸縦貫自動車道登米ＩＣを結ぶ自動車専用道路で、高速交通ネットワークを形成する高規格道路として既に計画されている。

また、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸地域の中心都市、気仙沼市との連携を強化し、地域の活性化・産業振興の支援・物流の効率化など、地域の発展の礎となる社会基盤であり、加えて「富県宮城」を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されているものである。

本事業は、計画当初、平成 13 年度の全区間完成を目標として整備が図られてきたが、地方財政の厳しい状況により事業が遅延し、事業着手から 17 年が経過した平成 23 年 11 月に、念願の第Ⅰ期区間（栗原市築館加倉から登米市迫町北方まで）が開通した状況にある。

その後、平成 23 年度に第Ⅱ期区間（中田工区）の登米市中田町石森から登米ＩＣ付近までの延長 4.7km について事業が着手され、平成 25 年度には第Ⅲ期区間（佐沼工区）及び第Ⅳ期区間（築館工区）の事業化が図られたものの、第Ⅰ期区間と第Ⅲ期区間の間の第Ⅴ期区間については、未だ事業化が図られていないことから、事業化されている全区間が完成しても、一部区間で国道 398 号を利用することとなる。

しかし、当該区間は、国道 398 号を横断する形で小中学生の通学路となっており、市道等と交差する 3 箇所信号機が設置されているが、過去 10 年間の交通事故発生件数は、人身・物損事故を合わせて 120 件を超えている状況にある。

このため、事業完成後には相当程度の交通量増加が見込まれることから、多くの市民が交通事故の増加を危惧しており、年々心配の声が高まっている。児童生徒の通学の安全確保の観点からも、当初計画通り全区間を自動車専用道路として整備するよう望むものである。

また、みやぎ県北高速幹線道路第Ⅱ期区間の終点部（登米市中田町浅水）から登米ＩＣまでの 0.5 km は、一般県道を利用することとして整備されているが、利用者の利便性向上や時間的短縮の面からも更なる改善が切望されており、現在の計画区間を延伸し、三陸縦貫自動車道との相互乗り入れが事業化されれば、快適な高速道路としての利用が見込まれるものである。

みやぎ県北高速幹線道路の整備は、交通の要所登米市建設のみならず、栗原市、気仙沼市、南三陸町、岩手県南地域をも視野に入れた広域的な連携の基盤となるものであり、緊密に繋がり、発展する新たな中東北建設を加速させ、高速交通体系の更なる向上が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域高規格道路としての機能が発揮できるよう、必要な予算を確保すること。
2. 第Ⅴ期区間を自動車専用道路として整備するよう、早期事業化の促進を図ること。
3. 現在の計画区間を延伸し、三陸縦貫自動車道との相互乗り入れの事業化促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県登米市議会議長 沼倉 利光

国土交通大臣 石井 啓一 殿

発議第3号

平成28年3月29日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 産業建設常任委員会
委員長 中澤 宏

みやぎ県北高速幹線道路の第V期区間の
早期事業化を求める要望書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

みやぎ県北高速幹線道路の第Ⅴ期区間の早期事業化を 求める要望書

みやぎ県北高速幹線道路は、東北縦貫自動車道築館 I C と三陸縦貫自動車道登米 I C を結ぶ自動車専用道路で、高速交通ネットワークを形成する高規格道路として既に計画されている。

また、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸地域の中心都市、気仙沼市との連携を強化し、地域の活性化・産業振興の支援・物流の効率化など、地域の発展の礎となる社会基盤であり、加えて「富県宮城」を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されているものである。

本事業は、計画当初、平成 13 年度の全区間完成を目標として整備が図られてきたが、地方財政の厳しい状況により事業が遅延し、事業着手から 17 年が経過した平成 23 年 11 月に、念願の第Ⅰ期区間（栗原市築館加倉から登米市迫町北方まで）が開通した状況にある。

その後、平成 23 年度に第Ⅱ期区間（中田工区）の登米市中田町石森から登米 I C 付近までの延長 4.7km について事業が着手され、平成 25 年度には第Ⅲ期区間（佐沼工区）及び第Ⅳ期区間（築館工区）の事業化が図られたものの、第Ⅰ期区間と第Ⅲ期区間の間の第Ⅴ期区間については、未だ事業化が図られていないことから、事業化されている全区間が完成しても、一部区間で国道 398 号を利用することとなる。

しかし、当該区間は、国道 398 号を横断する形で小中学生の通学路となっており、市道等と交差する 3 箇所信号機が設置されているが、過去 10 年間の交通事故発生件数は、人身・物損事故を合わせて 120 件を超えている状況にある。

このため、事業完成後には相当程度の交通量増加が見込まれることから、多くの市民が交通事故の増加を危惧しており、年々心配の声が高まっている。児童生徒の通学の安全確保の観点からも、当初計画通り全区間を自動車専用道路として整備するよう望むものである。

また、みやぎ県北高速幹線道路第Ⅱ期区間の終点部（登米市中田町浅水）から登米 I C までの 0.5 km は、一般県道を利用することとして整備されているが、利用者の利便性向上や時間的短縮の面からも更なる改善が切望されており、現在の計画区間を延伸し、三陸縦貫自動車道との相互乗り入れが事業化されれば、快適な高速道路としての利用が見込まれるものである。

みやぎ県北高速幹線道路の整備は、交通の要所登米市建設のみならず、栗原市、気仙沼市、南三陸町、岩手県南地域をも視野に入れた広域的な連携の基盤となるものであり、緊密に繋がり、発展する新たな中東北建設を加速させ、高速交通体系の更なる向上が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 第Ⅴ期区間を自動車専用道路として整備するよう、早期事業化を図ること。
2. 現在の計画区間を延伸し、三陸縦貫自動車道との相互乗り入れの事業化を図ること。
3. 地域高規格道路としての機能が発揮できるよう、必要な予算を確保し、早期整備を促進すること。

平成 年 月 日

宮城県登米市議会議長 沼倉 利光

宮城県知事 村井 嘉浩 殿